

## 南陽市農業委員会委員総会会議録

南陽市農業委員会会長 沼部 清伸 は、南陽市農業委員会委員総会を平成29年9月25日午前9時00分南陽市役所議会全員協議会室に招集した。

1. 招集委員 17名
2. 出席委員 14名にしてその氏名は次のとおり  
1番 沼部 清伸      2番 高橋 誠一      4番 船山 利美  
5番 安達 芳紀      6番 小野 博      8番 佐藤 一志  
9番 浅野 厚司      10番 高橋 隆      12番 島崎 栄一  
13番 大河原 清      14番 大武 伸彦      15番 峠田 一徳  
16番 本間 仁一      17番 黒澤 ちよ子
3. 欠席通告委員 3名にして氏名は次のとおり  
3番 高橋 善一      7番 遠藤 敬一      11番 錦郡 昌之
4. 出席事務局職員 南陽市農業委員会 事務局長 小関 宏司  
同 上 事務局長補佐 大坂 登啓  
同 上 振興係長 嶋貫 幹子
5. 付議事件  
日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告について  
日程第4 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について  
日程第5 議第38号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について  
日程第6 議第39号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について  
日程第7 議第40号 非農地証明願に対する可否について  
日程第8 議第41号 南陽市農用地利用集積計画の策定に係る決定について  
日程第9 議第42号 南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について  
日程第10 議第43号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の証明の可否について  
日程第11 議第44号 平成30年度南陽市農業施策等に関する要望書の提出について

6. 会 議 の 要 領  
議長（沼部会長）

（開会：ときに午前9時00分）

平成29年9月19日南農委告示第10号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を開会します。

ただいま出席されている委員は14名であります。

なお、本日欠席する旨の届出があった委員は、3番高橋善一委員、7番遠藤敬一委員、11番錦郡昌之委員の3名であります。

よって会議規則第7条の規定により、過半数の出席を得ており、会議が成立しますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議はお手元に配布しております、議事日程によって進めます。

議長（沼部会長）

それでは日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。会議録署名委員は会議規則第40条の規定により議長から指名いたします。

6番小野博委員、9番浅野厚司委員の2名を指名いたします。

会議録署名委員          6番 小野      博      委員  
                                    9番 浅野   厚司   委員

議長（沼部会長）

次に日程第2「会期の決定」を議題といたします。会期は本日1日限りとすることに異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

議長（沼部会長）

異議なしと認めます。よって、本委員会委員総会の会期は、本日1日限りと決しました。

議長（沼部会長）

次に日程第3「諸般の報告」につきましては別紙諸般の報告書によってご了承お願い申し上げます。

議長（沼部会長）

次に日程第4報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」を上程いたします。提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長

ただ今上程されました報第17号「農地法第18条第6項の規定による通知の報告について」の提案理由を申し上げます。

本案は、農地法第18条第6項の規定により本委員会に対し、賃貸借の合意解約が成立した旨の通知が1件ありましたのでご報告するものであります。

議長（沼部会長）

ただ今事務局長より説明がありましたが、事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐

1番につきましては、賃貸人■■■■と賃借人■■■■の賃貸借契約 ▲▲字▲▲ 田 合計 5,736 m<sup>2</sup>を賃借人の都合により合意解約するものです。

議長（沼部会長）

ただ今の報告に対して質疑ございませんか。

……………なしの声……………

議長（沼部会長） なしの声がありますので、報第17号は了承いただいたものと認めます。

議長（沼部会長） 次に日程第5議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」を上程いたします。  
提案理由について事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第38号「農地法第3条の規定による許可申請に対する許可の可否について」の提案理由を申し上げます。  
本案は、農地法第3条の規定により本委員会に所有権の移転1件、賃借権設定が1件、使用貸借権設定1件、合計3件の許可申請があったのでご提案するものであります。  
農地法第3条第2項各号の規定に基づきご審議のうえ、許可の可否を決定くださるようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが事務局長補佐の補足説明を求めます。

大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から贈与という事由で■■■■に、▲▲字▲▲ 地目 田 6,521㎡ 畑 6,461㎡ 合計12,982㎡を所有権移転したい旨の申出があったものです。  
2番につきましては、■■■■が年金受給という事由で 規模拡大を図りたい■■■■に、▲▲字▲▲ 田 合計5,810㎡を賃借権を設定したい旨の申出があったものです。契約は、5年間で、金納となっております。  
3番につきましては、■■■■から年金受給のために、■■■■へ▲▲字▲▲ 田16,587㎡ 畑 5,497㎡ 合計22,084㎡を使用貸借権で再設定する申請があったものです。契約は10年です。

議長（沼部会長） 初めに議第38号1番の現地調査について14番大武伸彦委員より報告をお願いいたします。

14番  
（大武伸彦委員） ■■■■の父が亡くなり、母■■■■が相続したものを、■■■■に贈与するもので、以前から■■■■が耕作しており、問題のないことを確認してきました。

議長（沼部会長） 次に、2番の現地調査について、事務局より報告をお願いします。

大坂事務局長補佐 担当委員の錦郡委員が欠席のため事務局で確認を行いました。周辺農地に影響なく耕作されていることを確認しております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

……………異議なしの声……………

- 議長（沼部会長） 異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について申請通り許可することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………  
許可することが全員と認めます。  
よって、本案件については、申請どおり許可することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第6議第39号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 ただ今上程されました議第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は農地法第5条第1項の規定により本委員会に対し3件の許可申請がありましたので提案するものであります。  
関係法令通達及び農地転用許可基準に基づいてご審議のうえ、意見の決定をくださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 地目 畑 152㎡を所有権移転し、雪捨て場として利用するために申請があったものです。  
当該地は、農地区分は第1種農地と判断できますが既存敷地の拡張と例外規定に該当するため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 大坂事務局長補佐 2番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 287㎡を所有権移転し、一般住宅を建築するために申請があったものです。  
当該地は、農地区分は第1種農地と判断できますが集落接続と例外規定に該当するため、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。
- 大坂事務局長補佐 3番につきましては、■■■■が、■■■■より、▲▲字▲▲ 畑 221㎡ を駐車場・雪押場として利用するために申請があったものです。  
当該地は、農用区分は第3種農地と判断でき、転用目的も問題なく、許可要件を満たすと考えます。

- 議長（沼部会長）           ここで現地確認について9番浅野厚司委員より報告願います。
- 9番  
（浅野厚司委員）           9月19日に私と、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長）           お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。
- 議長（沼部会長）           ……………異議なしの声……………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。
- 14番  
（大武伸彦委員）           間違いと思いますが、3番の案件の通路の面積が9600053.00㎡となっていますが、いかがですか。
- 議長（沼部会長）           議案書の修正等ありますか。
- 大坂事務局長補佐           議案書の修正をお願いします。通路の面積は96.53㎡でございます。
- 議長（沼部会長）           それでは、3番の案件の通路の面積を96.53㎡へ訂正してください。
- 議長（沼部会長）           他に本案件について、質疑意見はありませんか。
- 議長（沼部会長）           ……………なしの声……………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り許可相当の意見を付することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長）           ……………全員挙手……………  
許可相当の意見を付することが全員と認めます。  
よって本案件は申請通り許可相当の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長）           次に日程第7議第40号「非農地証明願に対する可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長                   ただ今上程されました議第40号「非農地証明願に対する可否について」の提案理由を申し上げます。  
  本案は農地法第2条に該当しない旨の願出が本委員会に対し1件ありましたので提案するものであります。  
  事実確認のうえ証明の可否を決定くださるようお願い申し上げます。
- 議長（沼部会長）               ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐               1番につきましては、■■■■から願出があったもので、▲▲字▲▲ 登記地目が田 合計131㎡が、明治14年から住宅敷地として利用し、現在に至っているものです。
- 議長（沼部会長）               ここで現地確認について9番浅野厚司委員より報告願います。
- 9番  
（浅野厚司委員）               9月19日に私と、大坂事務局長補佐、嶋貫主任の3名で現地を確認して参りました。この案件について申請通りであったことをご報告申し上げます。
- 議長（沼部会長）               これより本案件について質疑意見を求めます。
- 12番  
（島崎栄一委員）               明治14年から使用していると書いてありますが、どういう経緯ですか。また、以前からわかっていたら、早く申請があってもよかったですと思いますが。
- 大坂事務局長補佐               申請人から提出された申請書に明治14年からと記載があります。現地の建物は昭和に入ってから建物ありますが、明治のものは建っていませんでした。明治14年から使用していたことが確認できる書類は添付されていません。20年以上が経過している建物であることは確認できるため、非農地証明に該当するものと考えます。
- 12番  
（島崎栄一委員）               明治14年からと証明できないのに、議案書に記載するのは適切ではないと思います。
- 大坂事務局長補佐               申請書の添付書類には明治14年を確認できる書類はないですが、担当が持っている可能性もあるので、確認させてください。
- 議長（沼部会長）               それでは、次回の協議会で報告ということよろしいですか。
- 10番  
（高橋隆委員）               私の地元ですので、状況を報告いたします。  
  （相続関係の状況について、説明）  
  このたび、申請人が相続し、適切な地目に変更するものだと思いますので、よろしく申し上げます。

6 番 明治14年と言われたらそのとおりに記載することに問題はない  
(小野博委員) と思います。

大坂事務局長補佐 申請書に記載ありますが、明治14年を証明する書類がついてい  
ませんでした。そのため、確認できる書類があるか確認いたします。  
20年以上が経過していることは確認されておりますので、非農地  
証明の可否については、このたびの総会でお願いしたい。

議長 (沼部会長) それでは、年代を確認できる書類があるかどうかは、次回の協議会  
で報告してください。

議長 (沼部会長) 他に本案件について、質疑意見はありませんか。

議長 (沼部会長) ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について願出の通り証明することが妥当と認められ  
る委員は挙手を願います。

議長 (沼部会長) ………全員挙手………  
全員と認めます。  
よって本案件は願出の通り証明することに決しました。

議長 (沼部会長) 次に日程第8議第41号「南陽市農用地利用集積計画の策定に係る  
決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第41号「南陽市農用地利用集積計画の策  
定に係る決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年9月11日付け農第435号をもって、南陽市長  
から本委員会に対し農業経営基盤強化促進法第18条に基づいて  
2件の賃借権設定による、農用地利用集積計画を策定したいので当該  
計画について同上第1項の規定により本委員会において決定するよ  
う求められておりますので、ご提案するものであります。  
ご審議くださいますようお願い申し上げます。

議長 (沼部会長) ただ今事務局長より説明がありましたが、振興係長の補足説明を求  
めます。

嶋貫振興係長 総括表は、賃借権設定が2件で、計画面積が、12,571㎡とな  
っております。  
今回は、農地中間管理事業に伴う賃借権の設定でございます。  
1番につきましては、■■■■と、「公益財団法人 やまがた農業  
支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲ 田、1,90  
4㎡ 外5筆、合計7,974㎡ を 新規の10年契約で、12月  
20日支払、金納 となっております。

嶋貫振興係長 2番につきましては、■■■■と「公益財団法人 やまがた 農業支援センター」との間で設定するもので、▲▲字▲▲の田、103㎡外4筆、合計4,597㎡を新規の10年契約で、12月20日支払、金納となっております。

議長（沼部会長） お諮りいたします。  
これより審議にはいりますが一括して審議することにご異議ございませんか。

議長（沼部会長） ………異議なしの声………  
異議なしと認めます。  
それでは一括して審議いたします。  
これより本案件について質疑意見を求めます。

議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。

議長（沼部会長） 本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について計画の通り決定することが妥当と認められる委員は挙手願います。

議長（沼部会長） ………全員挙手………  
決定することが全員と認めます。  
よって本案件については、計画の通り決定すべきものと決しました。

議長（沼部会長） 次に日程第9議第42号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案に対する意見決定について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

小関事務局長 ただ今上程されました議第42号「南陽市農用地利用配分計画案に係る意見決定について」の提案理由を申し上げます。  
本案は平成29年9月11日付け農第433号をもって、南陽市長から本委員会に対し、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により作成された、農用地利用配分計画案について同法第19条第3項により意見を求められたので、別紙のとおり提案するものです。  
ご審議のうえ、意見の決定をくださいますようお願い申し上げます。

議長（沼部会長） ただ今事務局長より説明がありましたが、嶋貫振興係長の補足説明を求めます。



- 嶋貫振興係長 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画案につきまして、ご説明申し上げます。
- 区域名は全域、借受者は、■■■■外2名、貸付者は、■■■■外1名で、▲▲字▲▲の田、103㎡外10筆、合計 12,571㎡について、賃貸借契約するもので、契約期間は、平成29年9月29日から、平成39年9月30日までの10年、支払方法は、口座振替となっております。
- 議長（沼部会長） 本案件について、質疑、意見を求めます。
- 議長（沼部会長） ………なしの声………  
なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について妥当と認められる委員は挙手願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………  
妥当とすることが全員と認めます。  
よって本案件については、妥当である旨の意見を付することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程第10議第43号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定による適格者の証明の可否について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。
- 小関事務局長 租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けるための適格者であることを証明する願出が1件ありましたので、提案するものです。事実確認の上、証明の可否を決定くださるようお願いいたします。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありました。事務局長補佐の補足説明を求めます。
- 大坂事務局長補佐 1番につきましては、■■■■から相続税の納税猶予を受けたく適格者であることの証明をしていただきたく申請があったものです。  
当該農地は、▲▲字▲▲ 田13,770㎡、畑2,372㎡ 合計16,142㎡です。  
租税特別措置法第70条の6は、農地等についての相続税の納税猶予及び免除等に関する法律で、一定の要件を満たしていれば相続税が免除される特例です。税務署に申請の際、農業委員会からの適格者証明を添付する必要があります。
- 議長（沼部会長） ここで現地確認について8番佐藤一志委員より報告願います。
- 8番（佐藤一志委員） 地元委員の私より現地調査の報告をいたします。申請どおり耕作されていることを確認してきました。

- 議長（沼部会長） これより審議に入ります。  
本案件について、質疑、意見を求めます。
- 15番  
（峠田一徳委員） 勉強不足で申し訳ありませんが、租税特別措置法70条の6はどういった場合に適用になるか、説明願います。
- 大坂事務局長補佐 租税特別措置法70条の6は相続税の猶予に関するものです。要件は様々ありまして、税務署が担当となります。申請の際に、この規定に該当する適格者であることを農業委員会が証明する必要があります。
- 15番  
（峠田一徳委員） 農地だけのものですか
- 大坂事務局長補佐 農家にとって農地は基本になるので、相続税の支払いのために農地を手放すことがないように、土地を守るため、一定の期間耕作されていけば、免除の規定があります。
- 15番  
（峠田一徳委員） 猶予でなくて免除ですか
- 大坂事務局長補佐 最終的には免除にもなります。
- 4番  
（船山利美委員） 暫時、休憩をお願いします。
- 議長（沼部会長） それでは暫時休憩します。（ときに午前9時33分）
- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午前9時38分）
- 議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。
- 議長（沼部会長） ………なしの声……………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。ただ今の案件について申請通り証明することが妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手……………
- 議長（沼部会長） 証明を可とすることが全員と認めます。  
よって、願出のとおり証明することに決しました。
- 議長（沼部会長） 次に日程11議第44号「平成30年度南陽市農業施策等に関する要望書の提出について」を上程いたします。  
提案理由の説明を事務局長にいたさせます。

- 小関事務局長 ただ今上程されました、議第44号「平成30年度南陽市農業施策等に関する要望書の提出について」の提案理由を申し上げます。  
 本案は、来年度における本市農政の推進にあたって、市長に対し要望を行いたいため、ご提案するものでありますので、ご審議下さいませよう、よろしくお願い申し上げます。  
 なお、本案につきましては、委員全員協議会、振興専門委員会において検討いただいた内容であります。
- 議長（沼部会長） ただ今事務局長より提案理由の説明がありましたが、佐藤振興専門委員長の補足説明を求めます。
- 佐藤振興専門委員長  
議長（沼部会長） （要望書の内容について説明する）  
これより審議にはいります。  
本案件について質疑意見を求めます。
- 4番  
（船山利美委員） 要望書の「はじめに」の部分ですが、「等」や「など」が相当多く入っていますので、文章もう少し直した方がよいのではないのでしょうか。
- 佐藤振興専門委員長 最初の2行目までは、削除しても内容に影響はないと思いますので、振興専門委員会で再度確認します。
- 議長（沼部会長） この総会後の振興専門委員会で最終的に確認して市長へ提出する形でよろしいでしょうか。
- 9番  
（浅野厚司委員） ………よしの声………  
暫時、休憩をお願いします。
- 議長（沼部会長） それでは暫時休憩します。（ときに午前10時2分）
- 議長（沼部会長） 総会を再開します。（ときに午前10時7分）
- 議長（沼部会長） 他に本案件について、質疑意見はありませんか。  
………なしの声………
- 議長（沼部会長） なしの声がありますので質疑意見を終結いたします。  
本案件について表決いたします。  
お諮りいたします。  
ただ今の案件について原案のとおり要望することについて妥当と認められる委員は挙手を願います。
- 議長（沼部会長） ………全員挙手………  
妥当とすることが全員と認めます。  
よって本案件については、妥当と認め、若干の修正の予定ですが、原案のとおり要望することに決しました。

議長（沼部会長）

以上をもちまして、本日提案されました議題はすべて終了いたしました。よって、平成29年9月19日付け南農委告示第10号をもって招集しました南陽市農業委員会委員総会を閉会いたします。

（閉会：ときに午前10時9分）